

「山梨県内高架橋ほか新設工事（利根川公園交差部）」（報告日：R2. 7. 14）に対する山梨県からの要請と事業者の対応状況

No	山梨県からの要請(要請日：R3. 3. 10)	事業者の対応状況
1	今回計画した環境保全措置を確実に実施すること。	工事の実施にあたっては、「中央新幹線山梨県内高架橋ほか新設工事における環境保全について（利根川公園交差部）」（以下、「環境保全について」という）に記載の環境保全措置を確実に実施し、地域住民の方々の生活環境や自然環境への影響の回避又は低減に努めております。
2	工事による著しい環境影響が生じた場合は、原因を把握した上で、追加又は新たな環境保全措置を検討し、速やかな改善に努めること。	事後調査及びモニタリング等の結果、工事が原因と考えられる環境影響は確認されておりません。 引き続き、「環境保全について」に記載の環境保全措置を確実に実施し、地域住民の方々の生活環境や自然環境への影響の回避又は低減に努めるとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を検討いたします。
3	工事中の事後調査及びモニタリング等について確実に実施するとともに、その結果を分かりやすく丁寧な内容で公表すること。	「環境保全について」に記載の事後調査及びモニタリングについては確実に実施するとともに、結果については、年度ごとに取りまとめ、山梨県及び関係自治体に報告しているほか、当社ホームページに掲載しております。 引き続き丁寧で分かりやすい表現となるように努めます。
4	工事に伴う排水について、山梨県生活環境の保全に関する条例に定める上乘せ基準を考慮して排水時の基準を設定すること。	工事排水については、濁水処理設備等により浮遊物質量（SS）、水素イオン濃度（pH）の処理を実施し、山梨県生活環境の保全に関する条例に定める上乘せ基準を満たしていることを確認した上で、旧利根川に放流しております。 引き続き、工事排水の適切な処理を行いながら事業を進めまいります。